

武情審答申第31号  
平成31年4月15日

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 室井敬司

答 申

### 1 審査会の結論

「過去5年間における最低制限価格未満のため失格となった入札者のいる契約案件と入札結果一覧（H29～25まで）」の開示請求に対して実施機関がした「過去5年間における最低制限価格未満のため失格となった入札者のいる契約案件と入札結果一覧（H29～25まで）」の一部開示決定は取り消し、非開示とした部分を開示すべきである。

### 2 本件の概要

審査請求人は、平成30年6月13日、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月23日条例第5号。以下「条例」という。）第8条に基づき、実施機関に対し「過去5年間における最低制限価格未満のため失格となった入札者のいる契約案件と入札結果一覧（H29～25まで）」「平成25～29まで年度における最低制限価格未満の入札があった契約の契約締結報告書兼経過調書」の開示を請求したが、実施機関は同年7月4日付けで、開示対象行政文書を各契約の最低制限価格及び最低制限価格未満の入札金額に係る部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とする一部開示決定をした。

実施機関は、本件非開示部分を非開示とした理由として、「武蔵野市発注工事に係る入札及び契約の公表基準」（平成13年4月1日要綱第2号。以下「公表基準」という。）には最低制限価格を公表する旨の規定がないこと、最低制限価格を公表すると、以後それを類推することが可能となり、ダンピング的な入札が行われて事業者間の過当競争を招くおそれがあること、などを挙げている。

他方、審査請求人は、本件非開示部分を開示すべき理由として、条例よりも下位の規範である公表基準を根拠として開示を拒むことはできないこと、国の調査によれば多くの地方公共団体が最低制限価格を事後に公表していること、などを挙げている。

### 3 審査会の判断

審査請求人が主張するように、公表基準は実施機関の内規にすぎず、その効力において

条例に優越するものではないから、公表基準に規定がないことを理由として本件非開示部分を開示しないことが許されるわけではなく、問題は、本件非開示部分に係る情報が、条例第9条第6号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるか否かによって決せられる。

ところで最低制限価格は、契約の適正な履行を確保するために特に必要があると認められる場合に、予定価格の制限の範囲内であらかじめ設けられるもので、最低制限価格以上の最低価格をもって申込みをしたものを落札者とし、最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格することとなる。最低制限価格については、それを聞き出そうとする事業者の圧力から職員を守るために、一時期多くの地方公共団体が事前に公表してきたが、そうすると、入札参加事業者は、適正な積算を行わずに最低制限価格近傍で応札するため、事実上の指値注文と化してしまい、自社のコストを顧みずに落札した事業者による粗悪な工事が行われるなどの弊害が指摘され、国土交通省も事前公表を差し控えるよう指導するといった経緯があった。そのため、本件非開示部分に係る情報を事前に公表すれば、契約事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」といわざるを得ないであろう。問題は、事後に公表しても同様の問題が生ずるか、である。

この点、最低制限価格を事後に公表するだけでは、当該入札に係る個別の契約案件については上記のような弊害が生ずることはない。もっとも、実施機関においては予定価格もやはり事後に公表しているところ（公表基準第3条第1号イ本文・ウ、第2号ア本文・イ）、最低制限価格も併せて公表されれば、予定価格から最低制限価格を算出する算式（比較的簡易な算式が用いられる例が多いといわれる。）が推定される場合が生じ、また、予定価格も事前にある程度推定することが可能な場合があるといわれているから、推定された予定価格に推定された算式を当てはめて最低制限価格を推定することが可能となり、その結果、推定された最低制限価格が事実上の指値として機能する場合が生じ得ることは否定できない。

しかし、以上はあくまでも可能性として否定できないというだけであって、現実には、予定価格を事前に正確に推定することは難しい場合が多く、また、予定価格から最低制限価格を算出する算式も、一通りに決まっていなければならないわけではないから、これもまた事前に正確に推定することは難しいと思われる。してみれば、最低制限価格を事後に公表しても、実施機関が指摘する弊害が生ずる可能性は小さいといわなければならない。同様のことは、最低制限価格未満の入札金額についても当てはまる。

したがって、本件非開示部分を開示しても、契約事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は小さいから、これを非開示とした実施機関の判断は、適切でなかったといわざるを得ない。

以上により、「1 審査会の結論」のように判断する。

#### 4 審査の経過

年月日	審議経過
平成30年9月10日	諮問
平成30年10月4日	実施機関より理由説明書收受
平成30年10月22日	実施機関より資料收受
平成30年11月19日	審議（第15期第9回審査会）
平成30年12月10日	審査請求人より補充説明書及び資料收受
平成31年3月5日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第15期第11回審査会）
平成31年4月15日	審議（第15期第12回審査会）